

上野学園大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、上野学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を早急に改善し、平成 27(2015)年 7 月末に認証評価時以降の財務状況に関する報告書(根拠資料を含む)を提出すること。

II 総評

大学は、明治 37(1904)年に女学校として発足した後、昭和 33(1958)年に 4 年制大学に改組転換して、音楽芸術分野の単科大学として設置された。寄附行為に明文化されている建学の精神「自覚」は、今日まで在学生、教職員をはじめ、卒業生などにも受継がれている。また、大学案内、学生便覧に明記し、ホームページに積極的に掲載され、入学時には学生ガイダンスにおいて、更に「全教職員の集い」において、学内外に周知が図られている。大学の使命・目的は、建学の精神である「自覚」に基づき、学則第 1 条に、明確に定められている。教育課程編成方針が明確に示され、体系化され、学部・学科・各コースの教育目的を学則に明確に定めている。

教授会のほかに FD(Faculty Development)委員会、学生委員会、「教育・学生支援委員会」をはじめとする各種委員会を設置して、規程もそれぞれ整備されている。また、毎月開催される「主任会議」を通じて、教授会と各種委員会とが連携を図り、運営している。

アドミッションポリシーは募集単位ごとに定められ、ホームページをはじめ、大学案内、学生便覧、入学試験要項に記載され、学内外に周知されている。

就職・進学支援については、「就職関係委員会」の設置や進路指導室、キャリア支援センターが開設され、支援体制が整えられている。

教員数については、設置基準で定められた数を上回っている。教員の採用は公募を原則とし、採用・昇任については、「教員資格審査基準」「資格審査委員会」において審査され、適切に行われている。教員の教育研究活動活性化の取組みとして FD 委員会が設けられ、「学生による授業評価アンケート」の実施や教育活動に関する研修計画が立案・実施されている。

法人及び事務の管理運営体制については、「組織運営規程」「職務権限規程」により、職制、事務分掌、職位の権限及び役職職務の内容が明確に定められ、評価制度を試行的に導入し、事務組織は適切に編制されている。法人は、寄附行為に則り、業務体制を整備し、適正に運営、機能している。

理事長のリーダーシップのもと「教育研究等連絡会議」を定期的で開催し、教授会、「主

任会議」などに大学事務部の部課長が出席することで、教育研究部門と管理部門との連携が図られ有効に機能している。

財務状況は法人全体で平成 19(2007)年度を除き、平成 17(2005)年度から平成 21(2009)年度まで支出超過となっており、抜本的財務改善が望まれる。しかし、入学状況は、平成 21(2009)年度より上向きに転じ、平成 22(2010)年度には入学定員を充足し、収容定員増も図られている。今後も引続き入学・収容定員の充足に向けて一層の努力と計画の策定が必要である。財務諸表は事務所内に備えられ、閲覧が可能となっているが、ホームページ上の情報公開が望ましい。学校法人会計基準に則り、適正な会計処理、監査が行われている。

校地、校舎の面積は基準を満たしている。「上野学園石橋メモリアルホール」は、学内行事のみならず、外部のコンサートなどにも開放しており、「音楽文化研究センター」として音楽文化の発信と地域文化の交流の場として教育の充実に努めている。校舎などは耐震基準を満たしており、緊急地震警報装置やエレベータには P 波検知センサーが備えられている。「学校法人上野学園危機管理規程」が定められ、災害時の緊急備蓄品も準備され、危機管理に対応する設備が整っている。図書館は、利用の活性化及び図書館運営の改善計画などの検討を行うなど、組織的に体制を整えて適切に維持、運営されている。学生食堂は、同法人の中学校、高等学校との共用ではあるが、利用時間帯や場所などを調整し対応している。

教職員のコンプライアンスの推進を図り、行動基準を明確にし、組織倫理に関する規程が定められ周知徹底が図られている。

地域社会との協力関係については、台東区教育委員会と「台東区の音楽・文化行政への協力についての覚書」を締結し、「上野の山文化ゾーン連絡協議会」へ参加し、地域の芸術・文化の活性化に取り組んでいる。

附属機関の「日本音楽史研究所」が設けられ、「上野学園楽器展示室」も開放しており、音楽大学として更に発展することを期待したい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

寄附行為の前文にも掲載されている建学の精神「自覚」は、教育上も運営上も重要な精神的な支柱として、今日まで在學生、教職員をはじめ、卒業生などにも受継がれている。また、大学案内や学生便覧に明記するとともに、ホームページに積極的に掲載している。学生には入学時の学生ガイダンスにおいて、更に教職員に対しては「全教職員の集い」において説明している。

大学の使命・目的は、建学の精神である「自覚」に基づき、学則第 1 条に、「本学は、学園の建学の精神「自覚」を教育の重要な理念とし、すぐれた文化の継承・創造と発展に

寄与し、貢献し得る人間を育成することを使命とし、高度にして精深な学術・音楽芸術を教授、研究することを目的とする」と明確に定められている。また、学生便覧に記載して周知を図るとともに、ホームページで公表している。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

音楽芸術分野の単科大学として必要な学部学科を設置し、コースも多岐にわたり編成されている。専攻科及び「音楽文化研究センター」「楽器研究室」、更に附属機関として「日本音楽史研究所」があり、教育研究上の目的を達するために適切な規模・構成を有している。

教養教育については、教養・基礎、外国語、保健体育を担当する教員で構成される「一般教育科目部会」を設置して、教養教育のカリキュラムの検討などを行っており、教養教育が十分にできるよう組織上の措置はとられている。

教育研究に関わる審議機関として教授会を設置して、学則制定・改廃、教員人事、単位認定、厚生補導など、教育に関する事項が審議されているが、その構成員の出席状況については今後の努力に期待する。教授会のもとに各種委員会が設置され、学科内のコース間での連携は毎月開催される「主任会議」により適切に図られている。また、各種部会、委員会の規程もそれぞれ整備され、適切に運営されている。学習者からの要求に対しては、大学事務部、学生委員、「ステューデント・サポーターズ」などに相談されたものを各種委員会または「主任会議」などで議論し、改善を要する事項のあった場合はその上部組織である教授会で審議する体制をとっており、学生の要求に対応するよう努めている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

教育目的は建学の精神に基づいて設定され、教育課程編成方針が明確に示されるとともにそれに即した教育課程が体系的に設定されている。また、学部・学科・各コースの教育目的も定めて、大学案内、入学試験要項、学生便覧に掲載し、ホームページにも掲載して公表されている。

全 4 コースにおいて一般教育科目と専門教育科目が適切に設定され、教養教育が十分行える教育課程を編成している。授業科目は、編成方針に従い段階的に学修できるように工夫し、編成されている。

教育目的の達成状況を点検・評価するために、学生による授業評価が毎年行われ、更に

意識調査も実施されている。また、「ステューデント・サポーターズ制度」の導入により、学生の生活面とともに学習面での意識把握を行っている。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーはホームページをはじめ、大学案内、学生便覧、入学試験要項に募集単位ごとに明確に記載され、学内外に周知されている。入学試験に関しては、「入学試験委員会」で協議し、教授会で審議・決定され、試験の公正性も確保されている。

入学定員の充足率については、平成 20(2008)年度までは定員割れとなっていたが、平成 21(2009)年度より上向きに転じてきた。今後も、引続き定員確保の努力に期待したい。

学生への学習支援体制は、若手教員を中心とした「ステューデント・サポーターズ」が学生の意見を聞く役割を担い、学生からの要望は「教育・学生支援委員会」にて協議され、必要に応じて FD(Faculty Development)委員会にて検討し、「主任会議」で報告される体制が整備されており、適切に運営されている。

学生に対する経済的支援として、「特待生制度」「私費外国人留学生授業料減免制度」や「石橋益恵奨学金」などの奨学金制度が設けられている。学生生活支援、厚生補導については、事務系は学生課、教員系は「学生委員会」「ステューデント・サポーターズ」の組織体制が整備され支援している。また、学生相談室には専属の心理療法士がカウンセラーとして配置されている。

就職・進学支援については、「就職関係委員会」や進路指導室において、求人票の掲示や就職ガイダンス、就職模擬試験の実施など積極的な運営を行い支援体制が整えられている。支援体制は平成 22(2010)年度から、キャリア支援センターとして改組され、CDA(Career Development Adviser)資格を持つ職員の配置をすることにより体制を強化し、インターンシップなどの導入に向けた検討を積極的に進めている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

専任教員数、専任教授数ともに設置基準で定められた数を大幅に上回っている。教員の構成については、職位別、男女別のバランスは概ねとれているが、年齢構成の点で若干の偏りがあるため、今後の若手教員の採用に期待したい。

教員の教育研究活動活性化の取り組みとして、FD(Faculty Development)委員会が設けられ、「学生による授業評価アンケート」の実施や、教育活動に関する研修計画が立案・実施

されている。しかし、アンケート調査実施後の教員へのフィードバックは迅速に行われておらず、その活用は十分とはいえない。

専任教員の授業時間数については偏りが見られるが、平準化に向けて検討され始めている。また、教員の研究活動費を増額する検討がなされるなど、前向きに取り組む姿勢が看守できる。

教員の採用は公募を原則とし、採用・昇任については、「上野学園大学教員資格審査基準」に則り、「上野学園大学資格審査委員会」における審査、教授会で審議後、理事長により任命され適切に処理されている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

「組織運営規程」「職務権限規程」により、職制、事務分掌、職位の権限及び役職職務の内容が明確に定められ、組織は適切に編制されている。

職員の採用、昇任、異動については、「教職員任免規程」及び「就業規則」に則り適切に行われている。

評価制度を試行的に導入しており、学園の経営計画に基づき、制度の目的・方針、職能給資格定義が定められている。

SD(Staff Development)への取り組みは、「職員研修規程」が定められ、外部団体主催の参加型研修に積極的に取り組んでいる。

教授会、「主任会議」、各種委員会に職員が出席することで、教育研究部門と連携している。「組織運営規程」の事務部門の業務分掌規定にて教育支援を行うことが明確に定められ、教員との協力体制を整備し、大学運営に職員が参加しており、教育研究支援のための事務体制が構築されている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人は、寄附行為に基づき、理事会、評議員会、監事を配置し、管理体制を整備し、適正に運営し、機能している。また、役員、評議員の選任は、寄附行為に基づき適正に行われている。

自己点検・評価については、自己評価報告書が学内の一部にしか公開されておらず、今後、自己点検・評価に関する意識を向上させるとともに報告書の学内外への公表が望まれる。

管理運営体制は、各部門の業務・機能の明確化と効率化が図られ、「組織運営規程」「職務権限規程」（決裁基準表）が定められ、「稟議規程」に則り運用されている。

理事長のリーダーシップのもと、理事長及び学長、学部長、学科長で構成される「教育研究等連絡会議」を定期的に開催し、また教授会、「主任会議」などに大学事務部の部課長が出席することで、教育研究部門と管理部門との連携が図られ有効に機能している。

【参考意見】

- ・自己点検・評価報告書をホームページ上で公開することが望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

財務状況は、法人全体で帰属収入から消費支出を控除した金額が、平成 19(2007)年度を除き、平成 17(2005)年度から平成 21(2009)年度まで支出超過となっている。収入超過した平成 19(2007)年度は、主に土地売却に伴う収入増加によるものである。大学単独でも帰属収支は法人全体同様の状況にあり均衡を欠いているため、抜本的財務改善が望まれる。

しかし、平成 21(2009)年度より入学者数が回復傾向にあり、平成 22(2010)年度には入学定員を充足し、全体の収容定員充足率は上昇傾向にある。この良好な状況を今後持続させ、帰属収支の均衡を目標に監事、監査法人と連携を図り、財務体質の改善・強化に努め収支バランスの均衡を図ることを期待したい。

財務諸表は事務所に備えられ、利害関係者には請求に応じて閲覧が可能となっているが、ホームページ上の情報公開は行われていない。

教育研究を充実させるために「上野学園石橋メモリアルホール」関連の寄付金募集を行って外部資金導入に努めている。

会計処理については、学校法人会計基準に則り、監事及び監査法人の公認会計士による定期的な監査を通じ、適切に行われている。

【改善を要する点】

- ・大学の過去 5 年間の消費収支は学生数減少に伴って悪化し、平成 19(2007)年度を除き、連続して帰属収入で消費支出が賄えていない。大学及び法人全体の財政安定化に向けた早急な改善が必要である。

【参考意見】

- ・財務情報についてはホームページにて掲載し、公表することが望ましい。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

教育研究目的を達成するために必要なキャンパスが整備され、校地、校舎の面積は設置基準を満たしている。

「上野学園石橋メモリアルホール」「エオリアンホール」は、学内行事のみならず、外部のコンサートなどにも開放しており、ホールは「音楽文化研究センター」が教育研究活動を企画して運用しており、教育の充実に努めている。

施設設備の管理は、管理部管財課が委託業者と連携して定期点検、清掃などのメンテナンスを実施し、適切に行われている。

校舎などは耐震基準を満たしており、緊急地震警報装置やエレベータには P 波検知センサーが設置され、安全に努めている。上野キャンパスの校舎は、ハートビル法に則り、各フロアには段差がなく、エレベータには点字表示も備え、身障者用駐車スペース、専用トイレも設置されている。また、AED（自動体外式除細動器）を校舎内の各箇所に設置し、災害時の緊急備蓄品も準備され、危機管理に対応するための設備が整備されている。

図書館は、司書による業務日報を図書館事務部長がチェックし、図書委員会にて利用の活性化及び図書館運営の改善計画などの検討を行うなど、組織的に体制を整えて適切に維持、運営されている。

学生ラウンジが設置され、授業前後の休憩などに活用されている。学生食堂は、同法人の中学校、高等学校との共用ではあるが、利用時間帯や場所などを調整することで便宜を図っている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学が持つ物的・人的資源の社会への提供については、「上野学園楽器展示室」へ学外からの多数の来場者を受入れ、展示室内の古楽器紹介や古楽器演奏会の実施など、社会提供への努力がなされている。また、音楽大学としての特色を生かした特別公開講座では、さまざまな楽器による公開レッスンなどを教員が一般向けに行っている。更に、定期演奏会の開催、高校生のための催しや地方開催のレッスンを行うなど、教員による講座が実施されている。

他大学との関係については、併設する短期大学部との単位互換協定などは行っているが、それ以外には、教育研究上における他大学との連携は図られていない。

地域社会との協力関係については、台東区教育委員会と「台東区の音楽・文化行政への協力についての覚書」を締結し、地域の音楽・文化活動への協力体制が構築されている。また、「上野の山文化ゾーン連絡協議会」へ参加し、国立西洋美術館、東京国立博物館、国

立科学博物館、東京都美術館などとともに、コンサート・イベントを大学で実施するなど、地域の芸術・文化の活性化に取り組んでいる。更に、学生によるボランティア演奏会（上野学園ハートフルコンサート）を支援するため、委員会を設置して組織的な支援体制を整備し支援を図っている。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

教職員のコンプライアンスの推進を図っており、職務の公正、誠実な実行により社会的信頼の維持・確保のため、「コンプライアンス規程」を定めて遂行している。更に、「コンプライアンス・マニュアル」も作成し、行動基準を明確に定め、実際の運用時に利用できるように周知徹底が図られている。その他、「学校法人上野学園個人情報保護規程」「研究費に関する管理規程」など、組織倫理に関する規程が定められている。学生に対するハラスメントの予防については、入学時のガイダンスに「学生のためのリスク・マネジメント」としてハラスメントを受けた場合の届出方法について説明を行っている。

危機管理体制及び危機対策は、「学校法人上野学園危機管理規程」に定められており、災害時の具体的な対応については、「災害対策マニュアル」が整備されている。避難訓練についても春と秋の2回、学園全体として適切に実施されている。

学生、教員の研究成果については、大学事務部演奏課、メモリアルホール専属スタッフが、広報部と連携をとり対応している。ホームページは広報部が作成し、関係諸部門から情報を集め適宜更新して情報公開する体制が整備されている。附属機関の「日本音楽史研究所」では、隔年で「研究年報」を公刊しており、同研究所の所蔵資料などについて「史料解題目録」及び「展観解題目録」を刊行し、広く公表している。

